

# ○ 犯歴事務規程(昭和59年4月26日法務省刑総訓第329号)

最終改正 令和6年12月20日法務省刑総訓第10号  
(令和7年1月1日施行)

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

### 第2章 電算処理の対象となる犯歴の把握

#### 第2条 電算処理の対象となる裁判

#### 第3条 既決犯罪通知

#### 第4条 刑執行状況等通知

#### 第5条 戸籍事項の訂正

#### 第6条 犯歴事項の訂正

### 第3章 電算処理の対象とならない犯歴の把握

#### 第7条 既決犯罪通知

#### 第8条 刑執行状況等通知

#### 第9条 道交裁判の既決犯罪通知

#### 第10条 道交裁判の刑執行状況等通知

#### 第11条 戸籍事項の訂正

#### 第12条 犯歴事項の訂正

### 第4章 犯歴の照会回答

#### 第13条 前科照会及び前科調書

#### 第14条 身上調査照会

### 第5章 とん刑者等の把握のための特別手続

#### 第15条 とん刑者等通知

#### 第16条 とん刑名等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正

#### 第17条 とん刑者等発見・解除通知

### 第6章 犯歴の抹消

#### 第18条 犯歴の抹消

### 第7章 雑則

#### 第19条 電子計算機に入力する手続

#### 第20条 地方検察庁における特別取扱い

#### 第21条 最高検察庁及び高等検察庁における特別取扱い

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、犯歴の把握等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。

## 第2章 電算処理の対象となる犯歴の把握

### (電算処理の対象となる裁判)

第2条 電子計算機により把握する裁判は、次に掲げる裁判以外の有罪の裁判（以下「電算処理対象裁判」という。）であつて、確定したものとする。

(1) 次に掲げる者（以下「非電算処理対象者」という。）に対する裁判

ア 本邦に本籍がある明治以前の出生者及び本邦に本籍がない大正以前の出生者

イ 本籍が明らかでない者

ウ 法人又は団体

(2) 道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判であつて、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するもの（以下「道交裁判」という。）のうち、非電算処理対象者でない者に対するもので、令和7年1月1日前に確定したもの

### (既決犯罪通知)

第3条 刑事訴訟法第472条の規定により裁判の執行を指揮すべき検察官（刑の全部の執行を猶予し、刑を免除し、又は刑の執行を免除する裁判にあつては、執行を要する刑の言渡しがなされたとした場合においてその執行を指揮すべき検察官。以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の犯歴担当事務官（犯歴の把握等に関する事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、電算処理対象裁判が確定したときは、電子計算機により当該裁判を把握する手続をする。

2 前項に規定する犯歴担当事務官が地方検察庁以外の検察庁又は地方検察庁の支部（以下「地方検察庁の本庁以外の検察庁」という。）の犯歴担当事務官である場合であつて、その犯歴担当事務官の属する検察庁の長（区検察庁にあつては、検事正。以下同じ。）が相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、その検察庁の所在地（その犯歴担当事務官が支部に勤務するものであるときは、その支部の所在地。以下同じ。）を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官において、電子計算機により当該裁判を把握する手続をすることができる。

3 犯歴担当事務官は、前2項の規定により把握する手続をした裁判が罰金以上の刑に処する裁判（道交裁判並びに満18歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わったこととなるもの、刑

の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。) であるときは、既決犯罪通知書(甲の1)(様式第1号)又は既決犯罪通知書(甲の2)(様式第2号)により、その裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長(以下「本籍市区町村長」という。)に対し、その裁判に関し必要な事項を通知する。  
(刑執行状況等通知)

第4条 電算処理対象裁判に関して別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、電子計算機により当該事由を把握する手続をする。

2 前項に規定する犯歴担当事務官が地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官である場合であつて、その犯歴担当事務官の属する検察庁の長が相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官において、電子計算機により当該事由を把握する手続をすることができる。

3 犯歴担当事務官は、前2項の規定により把握する手続をした事由が罰金以上の刑に処する裁判(道交裁判並びに満18歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わったこととなるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。)に関するものであつて、別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由であるときは、同表第3欄に掲げる通知書により、本籍市区町村長に対し、その事由に関し必要な事項を通知する。

4 犯歴担当事務官は、電算処理対象裁判が満18歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、刑の全部の執行を猶予するものであつた場合においても、第1項又は第2項の規定により把握する手続をした事由が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するものであるときは、前項の手続に準じてその事由に関し必要な事項を通知する。

(1) 別表第1の第1欄中1に掲げる事由

(2) 別表第1の第1欄中3、5又は6に掲げる事由(ただし、罰金の刑に処し、その執行を猶予しない裁判に関して生じたものに限る。)

(戸籍事項の訂正)

第5条 犯歴担当事務官は、有罪の裁判を受けた者の氏名、出生の年月日又は本籍若しくは国籍(以下「戸籍事項」という。)であつて、電子計算機により把握されているものについて、訂正すべき事項を知つたときは、電子計算機により把握されている当該戸籍事項を訂正する手続をする。

2 犯歴担当事務官は、前項に規定する手続をしたときは、戸籍事項訂正通知書(甲)(様式第17号)又は外国人身分事項訂正通知書(様式第17号の2)により、当該裁判を受けた者に対する裁判の執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官又は別表第1の第2欄に掲げる犯歴担当事務官及びその者の本籍地

(戸籍事項の訂正が本籍地を他の地方検察庁の管轄区域内に変更するものであるときは、変更前の本籍地)を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、その戸籍事項の訂正に関し必要な事項を通知する。

(犯歴事項の訂正)

第6条 犯歴担当事務官は、有罪の裁判及び別表第1の第1欄に掲げる事由を把握するために必要な事項のうち戸籍事項を除く事項(以下「犯歴事項」という。)であつて、電子計算機により把握されているものについて、訂正すべき事項があると思料されるときは、その犯歴事項に関する裁判の執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官又は別表第1の第2欄に掲げる犯歴担当事務官に対してその旨を通報する。

2 犯歴担当事務官は、電子計算機により把握されている犯歴事項について、訂正すべき事項を知つた場合において、その犯歴事項に関して第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項に規定する手続をしていたときは、電子計算機により把握されている当該犯歴事項を訂正する手続をする。

3 犯歴担当事務官は、前項に規定する手続をした場合において、当該犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判(道交裁判並びに満18歳未満のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わつたこととなるもの、刑の全部の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。)に係るものであるときは、犯歴事項訂正通知書(甲)(様式第18号)により、本籍市区町村長に対し、その犯歴事項の訂正に関し必要な事項を通知する。

第3章 電算処理の対象とならない犯歴の把握

(既決犯罪通知)

第7条 執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、非電算処理対象者に対する有罪の裁判(道交裁判を除く。)が確定したときは、次の各号に掲げる手続をする。

(1) その犯歴担当事務官がその非電算処理対象者の本籍地(法人又は団体にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。本籍が明らかでない者又は本邦に本籍がない者にあつては、東京都。以下同じ。)を管轄する地方検察庁の本庁(以下「本籍地方検察庁」という。)の犯歴担当事務官であつて、その裁判が罰金以上の刑に処するものであるときは、犯歴票(様式第19号)及び既決犯罪通知書(乙)(様式第20号)を作成し、その裁判が拘留若しくは科料に処し、又は刑を免除するものであるときは、犯歴票を作成する。ただし、同一人について既に保管中の犯歴票があるときは、新たな犯歴票の作成に代えて、これに所定の事項を記入する。

(2) その犯歴担当事務官がその非電算処理対象者の本籍地を管轄する地方検察庁以外の検察庁又はその地方検察庁の支部(以下「本籍地方検察庁以外の検察庁」という。)の犯歴担当事務官であるときは、既決犯罪通知書(乙)を

作成する。

- 2 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により既決犯罪通知書（乙）の送付を受けたときは、犯歴票を作成する。ただし、同一人について既に保管中の犯歴票があるときは、新たな犯歴票の作成に代えて、これに所定の事項を記入する。
- 3 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
- 4 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（乙）に記載されている裁判が罰金以上の刑に処するものであるときは、本籍市区町村長に対し、その既決犯罪通知書（乙）を送付してその裁判に関し必要な事項を通知する。
- 5 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、その者に係る犯歴票を作成したとき又は第11条第3項の規定によりその送付を受けたときは、当該裁判を受けた者の氏名を別表第2により数字化し、その犯歴票を数字の順に整理して保管する。ただし、本籍が明らかでない者、本邦に本籍がない者（その氏名を漢字で表示するものを除く。）、法人又は団体に係る犯歴票の整理については、適宜な方法によることができる。

（刑執行状況等通知）

第8条 非電算処理対象者に対する有罪の裁判（道交裁判を除く。）に関して別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、次の各号に掲げる手続をする。

- (1) その犯歴担当事務官が非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、その者に係る犯歴票にその事由を把握するために必要な事項を記入し、その事由が同表第1欄中1から8までに掲げるものであつて、罰金以上の刑に処する裁判に関して生じたものであるときは、併せて同表第4欄に掲げる通知書を作成する。
  - (2) その犯歴担当事務官が非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官であるときは、同表第4欄に掲げる通知書（以下「刑執行状況等通知書（乙）」という。）を作成する。
- 2 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により刑執行状況等通知書（乙）の送付を受けたときは、その者に係る犯歴票にその刑執行状況等通知書（乙）に係る事由を把握するために必要な事項を記入する。
  - 3 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。
  - 4 非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通

知書（乙）が罰金以上の刑に処する裁判に関して別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたことにより作成されたものであるときは、本籍市区町村長に対し、その刑執行状況等通知書（乙）を送付してその事由に関し必要な事項を通知する。

（道交裁判の既決犯罪通知）

第9条 執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、非電算処理対象者に対する道交裁判が確定したときは、既決犯罪通知書（丙）（様式第31号）を作成する。

2 道交裁判を受けた非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（丙）を作成したとき又は次項若しくは第11条第3項の規定によりこれらの送付を受けたときは、第7条第5項の例に準じて保管する。

3 道交裁判を受けた非電算処理対象者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（丙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対してこれらを送付する。

（道交裁判の刑執行状況等通知）

第10条 道交裁判（非電算処理対象者に対するもの及び令和7年1月1日前に確定した非電算処理対象者でない者に対するものに限る。以下本条及び次条において同じ。）に関して別表第1の第1欄中1から3まで及び5から7までに掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴担当事務官は、次の各号に掲げる手続をする。

(1) その犯歴担当事務官が道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、その者に係る既決犯罪通知書（丙）又はこれに代えた道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の第2枚目若しくは反則金不納付事件迅速処理のための共用書式の第1枚目（以下「切符原票」という。）にその事由を把握するために必要な事項を記入する。

(2) その犯歴担当事務官が道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官であるときは、刑執行状況等通知書（乙）を作成する。

2 道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により刑執行状況等通知書（乙）の送付を受けたときは、その者に係る既決犯罪通知書（丙）又は切符原票にその刑執行状況等通知書（乙）に係る事由を把握するために必要な事項を記入する。

3 道交裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、刑執行状況等通知書（乙）を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

（戸籍事項の訂正）

第11条 犯歴担当事務官は、犯歴票、既決犯罪通知書（丙）又は切符原票（以下「犯歴票等」という。）に記載されている戸籍事項について、訂正すべき事項が

あると思料されるときは、その犯歴票等を保管する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対してその旨を通報する。

2 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、その庁の保管する犯歴票等に記載されている戸籍事項について、訂正すべき事項を知ったときは、その犯歴票等にその戸籍事項を訂正するために必要な事項を記入するとともに、戸籍事項訂正通知書（乙）（様式第32号）を作成し、その戸籍事項に係る者に関して第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官に対して送付する。

3 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、その庁の保管する犯歴票等に係る戸籍事項の訂正が非電算処理対象者又は道交裁判を受けた者の本籍地を他の地方検察庁の管轄区域内に変更するものであるときは、新たにその犯歴票等を保管することとなる地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、犯歴票等保管庁変更通知書（様式第33号）にその犯歴票等を添付して送付する。

（犯歴事項の訂正）

第12条 犯歴担当事務官は、犯歴票等に記載されている犯歴事項について、訂正すべき事項があると思料されるときは、その犯歴事項に関して第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官に対してその旨を通報する。

2 犯歴担当事務官は、犯歴票等に記載されている犯歴事項について、訂正すべき事項を知った場合において、その犯歴事項に関して第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項に規定する手続をしていたときは、次の各号に掲げる手続をする。

(1) その犯歴担当事務官がその犯歴票等を保管する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官であるときは、その犯歴票等にその犯歴事項を訂正するために必要な事項を記入し、その犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判（道交裁判を除く。）に係るものであるときは、併せて犯歴事項訂正通知書（乙）（様式第34号）を作成する。

(2) その犯歴担当事務官がその犯歴票等を保管する地方検察庁以外の検察庁又はその地方検察庁の支部の犯歴担当事務官であるときは、犯歴事項訂正通知書（乙）を作成し、その犯歴票等を保管する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

3 犯歴担当事務官は、前項第2号の規定により犯歴事項訂正通知書（乙）の送付を受けたときは、当該犯歴票等に当該犯歴事項を訂正するために必要な事項を記入する。

4 犯歴担当事務官は、第2項第1号の規定により犯歴事項訂正通知書（乙）を作成したとき又は同項第2号の規定により送付を受けた犯歴事項訂正通知書（乙）に記載されている犯歴事項が罰金以上の刑に処する裁判（道交裁判を除く。）に

係るものであるときは、本籍市区町村長に対し、その犯歴事項訂正通知書（乙）を送付してその犯歴事項の訂正に関し必要な事項を通知する。

#### 第4章 犯歴の照会回答

（前科照会及び前科調書）

第13条 検察官又は検察事務官が、刑事事件について、他の検察庁の犯歴担当事務官に対し、特定の者が有罪の裁判を受けこれが確定した事実の有無を照会する場合には、電子計算機又は前科照会書（様式第35号）により照会する。ただし、急速を要するときは、適宜な方法によることができる。

2 犯歴担当事務官が、特定の者が有罪の裁判を受けこれが確定した事実を明らかにする書面を作成する場合には、前科調書（甲）（様式第37号）、前科調書（道交）（様式第37号の2）、前科調書（乙）（様式第38号）、前科調書（丙）（様式第39号）又は前科調書（丁）（様式第40号）による。

（身上調査照会）

第14条 検察官又は検察事務官が、市区町村長に対して書面で身分関係を照会する場合には、身上調査照会書（様式第41号）による。

#### 第5章 とん刑者等の把握のための特別手続

（とん刑者等通知）

第15条 犯歴担当事務官は、別表第3の第1欄に掲げる者であつて、所在不明となつたもの（以下「とん刑者等」という。）があることを知つたときは、次の各号に掲げる手続をする。

(1) とん刑者等が別表第3の第1欄の1（1）及び（3）並びに2（1）及び（2）に掲げる者であるときは、電子計算機により当該とん刑者等を把握する手続をする。

(2) とん刑者等が別表第3の第1欄の1（5）及び2（3）に掲げる者であるときは、同表第2欄に掲げるとん刑者等カード（1）及びとん刑者等カード（2）（以下「とん刑者等カード」という。）を作成する。ただし、とん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にあつては、同一人について既に保管中のとん刑者等カードがあるときは、新たなとん刑者等カードの作成に代えて、これに所定の事項を記入する。

2 とん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等カード）を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、犯歴票等とともにそれぞれ第7条第5項の例に準じて保管する。

3 とん刑者等に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等カードを作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

（とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正）

第16条 第5条、第11条及び第12条の規定は、とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正について準用する。

(とん刑者等発見・解除通知)

第17条 犯歴担当事務官は、とん刑者等の所在を知ったときは、とん刑者等発見通知書(様式第48号)を作成し、第15条第1項に規定する手続をした犯歴担当事務官(以下「通知庁犯歴担当事務官」という。)に対して送付する。

2 通知庁犯歴担当事務官は、とん刑者等について、所在発見、時効完成等の事由(別表第3の第1欄の1に掲げる者及び同表第1欄の2に掲げる者であつて、その者に関して第3条第1項若しくは第2項、第7条第1項又は第9条第1項に規定する手続がなされているものの死亡を除く。)によりその把握をする必要がなくなつたことを知つたときは、次の各号に掲げる手続をする。

(1) とん刑者等が別表第3の第1欄の1(1)から(4)まで並びに2(1)及び(2)に掲げる者であるときは、電子計算機によりとん刑者等として把握するために必要とされた事項のうち、その把握をする必要がなくなつた事項を抹消し、同表第3欄に掲げる通知書を作成する。ただし、その犯歴担当事務官がそのとん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であつて、令和7年1月1日前に、そのとん刑者等に係る第15条第1項に規定する手続がなされたものであるときは、とん刑者解除通知書(1)又は道交とん刑者等解除通知書の作成に代えて、そのとん刑者等に係るとん刑者通知書(様式第43号)、道交とん刑者等通知書(様式第47号)若しくは外国人道交とん刑者等通知書(様式第47号の2)を廃棄し、又はそのとん刑者通知書、道交とん刑者等通知書若しくは外国人道交とん刑者等通知書の記載事項のうち、その把握をする必要がなくなつた事項を抹消する。

(2) とん刑者等が別表第3の第1欄の1(5)又は2(3)に掲げる者であるときは、同表第3欄に掲げる通知書を作成する。ただし、その犯歴担当事務官がそのとん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官であるときは、とん刑者等解除通知書(2)の作成に代えて、そのとん刑者等に係るとん刑者等カードを廃棄し、又はそのとん刑者等カードの記載事項のうち、その把握をする必要がなくなつた事項を抹消する。

3 とん刑者等に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定によりとん刑者解除通知書(1)、とん刑者等解除通知書(2)又は道交とん刑者等解除通知書(以下「とん刑者等解除通知書」という。)の送付を受けたときは、そのとん刑者等に係るとん刑者通知書、道交とん刑者等通知書、外国人道交とん刑者等通知書若しくはとん刑者等カード(以下「とん刑者等通知書」という。)を廃棄し、又はそのとん刑者等通知書の記載事項のうち、その把握をする必要がなくなつた事項を抹消する。

4 とん刑者等に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、とん刑者等解除通知書を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

## 第6章 犯歴の抹消

### (犯歴の抹消)

第18条 犯歴担当事務官は、電子計算機又は犯歴票等により把握されている有罪の裁判を受けた者が死亡したことを知つたときは、次の各号に掲げる手続をする。

(1) その裁判が電算処理対象裁判であるときは、電子計算機により把握されているその者に係る戸籍事項及びその他の事項を抹消する。

(2) その裁判が非電算処理対象者に対する裁判又は道交裁判（非電算処理対象者でない者に係るものであつて令和7年1月1日前に確定したものに限る。）であるときは、その者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官にあつては、その者に係る犯歴票等及びとん刑者等通知書を廃棄し、本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官にあつては、死亡通知書（様式第51号）を作成する。

2 有罪の裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、次項の規定により死亡通知書の送付を受けたときは、その者に係る犯歴票等及びとん刑者等通知書を廃棄する。

3 有罪の裁判を受けた者に係る本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、死亡通知書を作成したときは、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。

## 第7章 雑則

### (電子計算機に入力する手続)

第19条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項（第16条において準用する場合を含む。）、第6条第2項、第15条第1項第1号、第17条第2項第1号並びに第18条第1項第1号に規定する手続は、別に法務省刑事局長が定める。

### (地方検察庁における特別取扱い)

第20条 検事正は、第7条第3項、第8条第3項、第9条第3項、第10条第3項、第12条第2項第2号（第16条において準用する場合を含む。）、第15条第3項及び第17条第4項の規定により、地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対し、既決犯罪通知書（乙）その他の書面を送付すべきものとされている犯歴担当事務官が、その地方検察庁の本庁の犯歴の把握等に関する事務を取り扱っている場合には、これらの書面の作成を要せず、確定記録等の回付をもつてその送付に代えることとする取扱いをさせることができる。

2 検事正は、前項に定めるもののほか、地方検察庁及び管轄区域内にある区検察庁において事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て、犯歴の把握等に関する事務に関し、特別の取扱いをさせることができる。

3 検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対してその旨を報告するとともに、検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告を

しなければならない。

(最高検察庁及び高等検察庁における特別取扱い)

第21条 検事総長又は検事長は、その庁（高等検察庁にあつては高等検察庁及び高等検察庁支部をいう。）において事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て、犯歴の把握等に関する事務に関し、特別の取扱いをさせることができる。

2 検事総長又は検事長は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対してその旨を報告するとともに、検事長にあつては検事総長に同文の報告をしなければならない。